



2023年6月28日

各位

会社名 日産車体株式会社
代表者名 取締役社長 吉村 東彦
(コード番号 7222 東証プライム)
問合せ先責任者 総務部部長 中津川 隆則
(TEL. 0463-21-8001)

上場維持基準への適合に向けた計画

日産車体株式会社（本社：神奈川県平塚市堤町 社長：吉村 東彦）は、2023年3月31日時点において、プライム市場における上場維持基準に適合しない状態となりました。下記のとおり、上場維持基準の適合に向けた計画を作成しましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社の上場維持基準の適合状況及び計画期間

当社の2023年3月31日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況は、下表のとおりとなっており、流通株式比率について適合しておりません。当社は、今回不適合となった流通株式比率を満たすために、上場維持基準への適合に向けた取組みを進めてまいります。

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式時価総額 (円)	流通株式比率 (%)
当社の状況 (基準日時点)	3,623	252,908	21,530,140,096	16.0
上場維持基準	800	20,000	10,000,000,000	35
計画書に 記載の項目				○
計画期間				2025年3月末

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

2. 上場維持基準の適合に向けた取組みの基本方針、経緯及び取組内容

(1) 基本方針

公開された市場における投資対象として当社株式の流通株式比率の改善に取り組み、プライム市場の上場維持基準への適合を目指してまいります。

(2) 経緯

エフィッシモ キャピタル マネージメント पीティーイー エルティーディー（以下「ECM」といいます。）の運用するファンド（以下「ECMファンド」といいます。）は、エムエルアイ フォー セグリゲーティッド पीबीー クライアント（以下「MLI」といいます。）（常任代理人：BofA証券株式会社（以下「BofA」といいます。））及びゴールドマン サックス インターナショナル（以下「GSI」

といいます。) (常任代理人：ゴールドマン・サックス証券株式会社 (以下「GS」といいます。)) をカストディアンとして、当社株式を所有しております。ECMファンドが、2023年3月31日時点で、MLIを名義株主として所有する当社株式の数は21,000,000株 (発行済株式の総数に対する所有株式数の割合：13.35%) であり、GSIを名義株主として所有する当社株式の数は16,115,500株 (発行済株式の総数に対する所有株式数の割合：10.24%) です。

有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則においては、株式の数の10%以上を所有する者又は組合等は、原則として、流通株式から除外されますが、株式の数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している株式のうち、東京証券取引所が適当と認めるものについては、例外的に、流通株式として取り扱われることとされております。この点を踏まえ、当社は、2021年3月31日を基準日とする前回の上場維持基準への適合性の判定 (以下「2021年判定」といいます。) に際し、東京証券取引所が適当と認める基準について確認し、東京証券取引所より説明を受けた基準を満たしているか否かについてECMに対して確認を求めたところ、その基準を満たしているとの説明をECMより受け、その旨を証明する必要書類を受領致しました。当社が、これらの必要書類を東京証券取引所に提出したところ、ECMファンドがGSI及びMLIをカストディアンとして預託している当社株式について、東京証券取引所より流通株式としての取扱いを受けました。この結果、2021年3月31日の基準日において、当社の流通株式比率は40.0%となり、プライム市場の上場維持基準に適合することとなりました。

今般、当社は、2023年3月31日を基準日とする上場維持基準への適合性の判定に際しても、2021年判定の際と同様に、ECMに対して、当社が東京証券取引所から説明を受けた当該基準を満たしていることを証するために必要な書類の提出について協力を求めたところ、2021年判定の際とは異なりECMからの協力を得ることができず、必要書類の提出を受けることができませんでした。これにより、ECMファンドがGSI及びMLIをカストディアンとして預託している当社株式について、流通株式としての取扱いを受けることができず、その結果、2023年3月31日の基準日において、当社の流通株式比率は16.0%となり、プライム市場の上場維持基準である35%を満たしていないこととなりました。なお、当社は、2021年判定時以降、ECMより、東京証券取引所の示した基準による判定に影響を及ぼすような事情の変更が生じた旨の説明は受けておりませんが、一方で同社より、長期間にわたって当社株式を売却しておらず、保有株式について真に流動性があるといえるのか、流通株式として扱うことが適切かについて疑問が生じたため、再考した旨説明を受けております。

(3) 取組内容

上記の経緯を踏まえ、当社といたしましては、当社株式のプライム市場への上場を維持することが当社の全ての株主様の利益に適うと考えられることから、プライム市場の上場維持基準への適合を目指すため、ECMに対し、2021年判定の際と同様に、ECMファンドがMLI及びGSIをカストディアンとして預託している当社株式について、流通株式としての取扱いを受けるために必要な書類を提出していただくよう、引き続き協力を求めてまいります。

加えて、当社といたしましては、当社事業への影響等を慎重に検討しながら、ECMファンドを含めた一部の株主様に当社株式を売却するよう働きかけを行う予定であります。また、短期間で相当量の株式が市場に放出されますと株価に与える影響も大きいと考え、計画期間につきましては中期的な期間として2025年3月末といたしました。

その他企業価値向上のための経営努力等流通株式比率の改善に寄与する施策を検討し、開示すべき事項が決定された際には速やかにお知らせいたします。

以上